(4)　前号ロ(1)(iv)の措置に要した費用の額の二分の一に相当する額（その額が二十万円を超えるときは二十万円）

ハ　前号ロに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主　ロの額に十万円を加えた額

(1)　雇用管理制度の整備等に係る事業所において、介護関係の業務に係るサービスで雇用管理制度整備等計画の期間の初日に提供しているものと異なるものの提供（(2)において「異なるサービスの提供」という。）を当該雇用管理制度整備等計画の期間内に行つた事業主であること。

(2)　雇用管理制度整備等計画の終了の日において(1)の事業所に雇用されている被保険者（異なるサービスの提供に係る当該雇用管理制度整備等計画に定める雇用管理制度の整備等を最初に当該事業所で行つた日（以下この(2)において「当初実施日」という。）において当該事業所に雇用されていたものであつて引き続き当該事業所に雇用されているものに限る。）の数を、当初実施日において当該事業所に雇用されていた被保険者の数で除して得た割合が百分の九十以上である事業主であること。

第百十九条第一項中「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改め、同条第三項中「高年齢者職域拡大等助成金の支給を受けた場合には」を「同一の事由により、高年齢者職域拡大等助成金又は介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては」に改め、同条第四項中「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改め、同条第三十七項中「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号イに該当する事業主に係るものに限る。）」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十八項とし、同条中第三十五項を第三十七項とし、第三十四項を第三十六項とし、同条第三十三項中「通年雇用奨励金」の下に「、介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項第四号」を「前条第六項第四号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「通年雇用奨励金」の下に「、介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、「同項第五号」を「前条第六項第五号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「高年齢者職域拡大等助成金」の下に「、介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、「同項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「により」の下に「、介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、「同項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「により」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条中第二十八項を第二十項とし、第二十五項から第二十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「により」の下に「、介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「介護労働者設備等導入奨励金の」を「介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号イに該当する事業主に係るものに限る。）の」に改め、「通年雇用奨励金」の下に「、介護労働環境向上奨励金（同号ロに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、「介護労働者設備等導入奨励金は」を「介護労働環境向上奨励金（同号イに該当する事業主に係るものに限る。）は」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者職域拡大等助成金、受給資格者創業支援助成金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業人材確保推進事業助成金、介護労働環境向上奨励金（同号イに該当する事業主に係るものに限る。）、精神障害者雇用安定奨励金（前条第六項第二号から第五号までに該当する事業主に係るものに限る。）、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号ロに該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。

第百十九条第二十二項中「により」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十一項を第二十二項とし、第二十項を第二十一項とし、同条第十九項中「限る。）」の下に「、介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号イに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「高年齢者職域拡大等助成金」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金（第百十八条第五項第一号イに該当する事業主に係るものに限る。）」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、同条第十項中「により」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、同条第八項中「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「により」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　高年齢者労働移動受入企業助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定就職困難者雇用開発助成金、受給資格者創業支援助成金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、精神障害者雇用安定奨励金（前条第六項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）、訓練等支援給付金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、高年齢者労働移動受入企業助成金は支給しないものとする。

第百二十条及び第百二十条の二中「第百四条第二項及び第四項」を「第百四条第二項、第四項及び第五項」に改め、「高年齢者職域拡大等助成金」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改める。

第百三十九条の二第二項及び第四項中「高年齢者職域拡大等助成金」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改める。

第四章第三節の節名を次のように改める。

第三節　実践型地域雇用創造事業

第百四十条の見出しを「（実践型地域雇用創造事業）」に改め、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号の事業と相まつて雇用機会を増大させるために行う新たな事業の分野への進出等を行う取組に係る事業であつて、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資する事業

附則第十五条第二項第二号イ中「並びに」の下に「第百四条第一項の高年齢者労働移動受入企業助成金、」を加え、同条第六項中「、出向対象被保険者」の下に「、高年齢者労働移動受入企業対象被保険者」を加え、「雇用調整助成金」の下に「、当該雇い入れられている高年齢者労働移動受入企業対象被保険者に係る高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同条第七項中「雇用調整助成金」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同条第九項及び第十項中「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改める。